

税の申告納税はお早めに 2月18日(月)～3月15日(金)

所得税などの申告準備はできていますか

平成24年分所得税の確定申告と平成25年度市県民税の申告相談および受付が2月18日(月)から始まります。申告期間中、草津税務署のほか、市の会場で申告相談・受付を行います。なお、所得税の還付申告は、2月15日(金)以前でも税務署で受け付けています。

所得税の確定申告

■給与所得者の確定申告

給与所得者は、所得税が源泉徴収されていますが、確定申告が必要な場合や、申告すると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

○申告をしなければならない人

- ①平成24年分の給与収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上からもらっている人など

○申告をすれば税金が還付される人

- ①平成24年中に住宅を取得、入居し、住宅ローンの融資を受けている人
- ②平成24年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人
- ③災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人
- ④年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など

■事業、不動産、譲渡、雑所得などがある人の確定申告

事業（営業等・農業）、不動産、譲渡、雑所得などがある人で、平成24年中の所得の合計金額が所得控除の合計額を超えている人は、確定申告が必要です。

市県民税の申告

○申告が必要な人

- ①平成25年1月1日現在、本市に住所を有する人で平成24年中に所得があった人
- ②国民健康保険の加入者は、所得がなくても申告が必要です。

○申告をしなくてもよい人

- ①確定申告をする人
- ②平成24年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出があった人

公的年金等を受給している人の申告

平成23年分の申告から、次の①と②の両方に該当する人は、所得税の確定申告が不要になりました。ただし、市県民税の申告は必要です。（所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出してください。）

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

昨年と比べて変わった点

■生命保険料控除の変更

- 生命保険料控除の対象となる保険料に、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料が追加されました。
- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額（各最高、所得税4万円・市県民税2万8千円の控除額）および平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除額（各最高、所得税5万円・市県民税3万5千円の控除額）の合計額の最高が所得税12万円、市県民税7万円とされました。

■寄附金控除の拡充

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち

県や市が条例で指定した寄附金については、市県民税においても寄附金税額控除が適用できるようになりました。(平成24年1月1日以後にした寄附金から対象。)滋賀県が指定した寄附金は県民税、栗東市が指定した寄附金は市民税について適用されます。

申告会場

■草津税務署での申告

期間…2月18日(月)～3月15日(金)の月～金曜日、
および2月24日(日)、3月3日(日)

※還付申告は、申告期間前でも受け付けています。

■市の申告相談会場での申告

市では、4ページの表のとおり各会場を巡回し、申告相談を受け付けます。

※市役所税務課窓口では相談受付は行いませんのでご注意ください。なお、土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある人(公的年金等の受給者で、確定申告が不要になる人は除く。)、また住宅借入金等特別控除を受ける1年目の確定申告は、草津税務署で申告してください。

■日曜日の申告相談

申告期間中、2月24日、3月3日に限り、申告相談を実施します。

※日曜日は大変混雑し、待ち時間が長くなることが予想されますので、あらかじめご了承ください。

申告に必要なもの

- 印鑑(認印)
- 源泉徴収票(給与所得や年金所得のある人。コピー不可)
- 収支内訳書や青色申告決算書(事業所得や不動産所得がある人)
- 社会保険料控除証明書(国民年金保険料など)
- 生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書
- 医療費の明細書と領収書、保険などで補填された金額の分かるもの(医療費控除を受ける人。あらかじめ、医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください。)
- 家屋(土地)の登記事項証明書、売買(請負)契約書の写し、住民票、借入金の年末残高証明

書(住宅借入金等特別控除を受ける人)

- 還付先の口座が分かるもの(所得税が還付になる人。本人名義に限る)

■税理士による無料相談(譲渡所得のある人は利用できません。)

開設日	開設時間	開設場所
2月21日(木)	9時30分～	栗東市商工会館(JR手原駅前、栗東市手原三丁目1-25)
3月4日(月)	15時30分	

問合せ…草津税務署 ☎562-1315

■消費税・地方消費税の申告と納付

個人事業者の消費税および地方消費税の申告期限は4月1日(月)までです。基準期間(平成22年)の課税売上高が1,000万円を超える事業者および「課税事業者選択届出書」を提出している事業者は、申告、納付が必要です。

問合せ…草津税務署 ☎562-1315

■贈与税の申告

個人から1年間に110万円を超える財産をもらったときは、申告が必要です。申告と納付は3月15日(金)まで。贈与税の特例を受ける場合も申告が必要です。

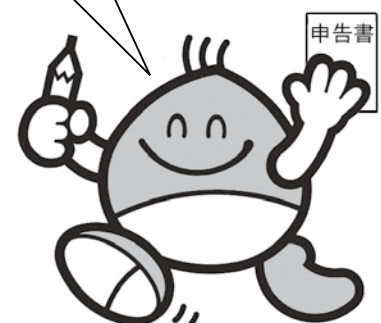
問合せ…草津税務署 ☎562-1315

■便利な国税庁ホームページをご利用ください

(<http://www.nta.go.jp>)

- 「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に申告書が作成できます。
- 確定申告書などの用紙がダウンロードできます。
- 所得税や申告手続きなどについてのQ & Aも充実しています。

税の申告納税はお早めに



■申告相談日程 受付時間 9時～15時

月日	申告会場	受付対象自治会
2月18日(月)	コミセン治田西 (1階)	小柿(一区・二区・三区)・日の出町・中沢・中沢団地・中沢グローバル
2月19日(火)		下鈎(甲・乙・糠田井)・湖南平・北浦団地
2月20日(水)	コミセン金勝 (2階)	山入・辻越・蔵町・中村・トレセン
2月21日(木)		上向・下向・川南・中浮気団地・東坂・観音寺
2月22日(金)		美之郷・浅柄野・雨丸・ルモンタウン・片山・走井・成谷・井上
2月24日(日)	市役所 (2階)	栗東市全域
2月25日(月)		下戸山・下戸山親交・下戸山グリーンハイツ・リバティーヒル下戸山・上鈎・上鈎住宅
2月26日(火)		川辺・川辺住宅・川辺県営住宅・灰塚・平葉・川辺グリーンタウン
2月27日(水)	コミセン治田 (2階)	岡・目川・目川住宅・坊袋・旭町・新屋敷・小柿四区
2月28日(木)	コミセン大宝東 (ウイングプラザ3階)	蜂屋・野尻・リソシエ栗東グランディス・グレースィ栗東エクサプ・ジオコート栗東・ルネスピース栗東ステーションスクエア・縋東・縋南・ウイングビュー・リーデンススクエア・ネバーランド・エスリード栗東
3月1日(金)		縋(北出・南出・七里・花園・成和・南橋)・西浦・円田団地・大宝団地・エスリード栗東第2・グレースィ栗東(オーブ・ピステージ・セレージュ・デュオ)・サーパス栗東駅前・苅原・市川原・笠川
3月3日(日)	市役所 (2階)	栗東市全域
3月4日(月)		手原・手原団地・大橋・大橋住宅
3月5日(火)	コミセン葉山 (2階)	辻・小坂・今土・葉山団地
3月6日(水)		宅屋・中・出庭・清水ヶ丘
3月7日(木)	コミセン葉山東 (2階)	伊勢落・六地藏・六地藏団地
3月8日(金)		林・小野・栗東ニューハイツ・北尾団地
3月11日(月)	コミセン治田東 (1階)	安養寺(団地・一区・東・西・南区・北区・レークヒル)・赤坂・日吉ヶ丘
3月12日(火)	コミセン大宝西 (1階)	霊仙寺・霊仙寺住宅・海老川・北中小路
3月13日(水)		小平井(一区・二区・三区・四区・香鳥)・十里・美里・明日香
3月14日(木)	市役所 (2階)	栗東市全域
3月15日(金)		

※市役所税務課窓口では、相談受付は行いません。

※指定日に都合が悪い人は、他会場へお越しください。

※市の申告会場では、確定申告書の控えに受付印を押すことはできません。受付印の押印を希望する人は、税務署へ直接提出してください。

※市の会場で確定申告をする場合、申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます。

問合せ…税務課 市民税係 ☎551-0106 FAX 551-2010

推進しています！“栗東ブランド”

農産物は、その地域の気候・土壌などの自然条件や歴史・文化により独自性を持っています。

市中央部の平坦地を中心として広がる野洲川水域の肥沃な大地に広がる水田や、市南部に広がる中山間地域の農地は、貯水機能や水源涵養など多面的な機能、農村的環境や田園風景を維持・保全しながら、地域の自然環境と調和し、歴史・文化を守っています。

まちではこうした歴史・文化を背景とした農産物を「栗東ブランド」として、振興しています。

栗東ブランドの代表「栗東米」

栗東の農産物の代表は「栗東米」です。古くは江州米の発祥地として、おいしい米の代表格でした。今、市の米作りは、安心安全を基本に環境と調和した米作りを推進しています。

お米以外には、小麦や大豆、都市近郊の地理的条件を生かした施設野菜やいちじくなどの果物も作付けしています。新鮮でおいしいものがいっぱいありますので、最寄りの直売所で、お買い物ください。



▲栗東米

栗東ブランドの推進

まちでは、栗東の農産物を県内、県外に売り込むため、「おいしがうれしがプロジェクト」地域食材みんなでマーケティング事業（農産物商談会）に積極的に参加しています。

平成24年度参加した「栗東いちじくジャム」は、飲食店や県産食材取扱店で利用されています。そのほか、パンやゼリーお菓子として、また、飲食店のメニューに、栗東いちじくをどんどん利用いただいています。



栗東いちじくジャムのポスター▲

農産物直売所の取り組み

道の駅を中心とした市内直売所では、栗東産米、地元産野菜を販売するとともに、各店舗ごとにこだわった商品開発を行っています。

道の駅こんぜの里りっとうでは、いのしし肉を使った「こんちゃんバーガー」（4～6月、9～11月の期間限定）を、道の駅アグリ郷栗東では、栗東産大豆で作った「まるっぼ豆腐」が販売されています。

また、昨年、大津市で開催された第2回滋賀B級グルメバトルには、まるっぼ豆腐の入った「まるっぼ豆腐焼きそば」が参加されました。



他にも、JA栗東市田舎の元気や、各地域の朝市などで、地元のものが手軽に購入できます。また、「栗東のおいしいもののフェア」など、スーパーマーケットなどと連携し、栗東産農産物をPRしていきます。

問合せ…農林課 栗東ブランド推進室

☎551-0124 FAX 551-0148

人権シリーズ④ 「人権教育総合推進地域事業の取り組み」

「自他の人権を尊重し、差別をなくそうとする子どもの育成」を目指して

～学校・園・家庭・地域の「顔が見える」連携を～

「人権教育総合推進地域事業」は、こんな事業

人権教育総合推進地域事業は、平成23～25年度までの3年間、文部科学省の指定を受け、学校・園、家庭・地域社会が連携した人権・同和教育・啓発の推進をよりいっそう図ろうとする事業です。

人権を土台として、小学校区における連携を充実させ、地域ぐるみで深いつながりをつくり、共に手を携えて子どもたちを支え育むことで「自他を大切にし、差別をなくそうとする子どもの育成」を目指しています。

「モデル学区」を指定して事業を推進

小学校区において「モデル学区」を指定して取り組みを進めています。平成23年度は治田、葉山東、治田西の3学区（取り組みは平成24年度も継続）、平成24年度は治田東、葉山、大宝東の3学区をモデル学区として、現在6学区においてそれぞれ地域の実態・課題に応じて教育・啓発の取り組みが進められています。平成25年度のモデル学区は、金勝、大宝、大宝西の3学区を予定しています。

平成 24 年度の主な取り組み

治田学区

人権研修会「子どもの人権を考えよう！
～大切にしたい子どもとのかかわり方～」
講師：中西 寛さん



治田東学区

人権研修会「ことばの重み 大切さ」
講師：桂 枝女太さん



葉山東学区

人権集会「共に生きる社会をめざして」
1部「介助犬と暮らす」
講師：古屋道子さん、奥村隼也さん
2部「人権ラブソングコンサート」



介助犬のサリーも日頃の仕事を披露し、会場からは「さすが！」と驚きの声！

歌声が世代を越えて響き渡りほのぼのとした温かいコンサートになりました。



葉山学区

公開学習・講演会「みんなで 学校に行こう！」
①公開学習
②講演「一人ひとりの個性を大切に育もう～発達特性を考慮して～」
講師：福井 芳彦さん



日常生活の中で、保護者や地域の大人が、思いやりのある態度を見せたり言葉かけを行ったりしないと、子どもたちは育たない。

治田西学区

じんけん治西ハートフルコンサート
「君に、空を。」

音楽や歌を通して人権
について考えることは、
とても大切で、素敵な
ことだと思いました。

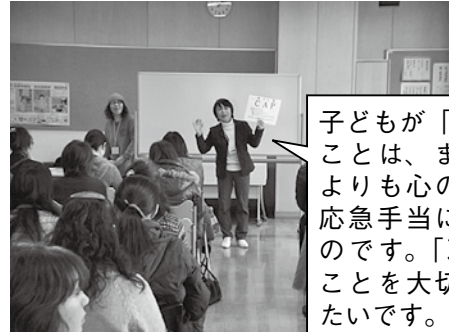
取り組みを通して こんなことが見えてきました

各学区で、地域振興協議会、コミュニティセンター、学校・園、保護者が連携し、地域の実態に応じた啓発活動・研修会が実施され、モデル学区の取り組みが他学区にも広がっています。

この事業によって地域住民と教職員、PTA・保護者とのつながりが深まり、「顔の見える連携」が生まれてきました。さらに、地域の人権・同和

大宝東学区

人権教育講演会「子どもをいじめ・虐待から守るために
～子どもの人権や安心・安全を守るのは大人の責任です～」
講師：CAP（暴力防止プログラム）滋賀より



子どもが「話す」
ことは、まず何
よりも心の傷の
応急手当になる
のです。「聴く」
ことを大切にし
たいです。

教育推進役となる人の人権意識の高まりや主体的な姿勢によって熱心な取り組みを進めていただいています。

今後も、主体的に取り組むを進めていただくことで、「差別をなくそうとする子どもを共に育てる」という意識を高めていきたいと考えています。

問合せ…人権教育課

☎551-0133 FAX 551-0149

後期高齢者医療制度

肺炎球菌ワクチン接種費用を一部助成

肺炎球菌ワクチンは、肺炎の中で最も多い原因である「肺炎球菌」を防ぐワクチンです。免疫効果は、接種後5年間有効といわれています。

◎助成内容

実施期間…通年

対象…後期高齢者医療の被保険者で、医師が接種を認める人

接種方法…滋賀県内の医療機関に直接予約し、備え付けの問診票に必要事項を記入してください。

助成金額…3,000円

自己負担額…接種費用は医療機関により異なります。接種費用から助成金額を差し引いた額をお支払いください。

持ち物…後期高齢者医療被保険者証



【注意事項】

- 肺炎球菌ワクチン接種を実施していない医療機関もありますので、事前にご確認ください。
- 肺炎球菌ワクチン接種は、接種を希望する人に行う「任意接種」です。接種を希望する人は、かかりつけの医師とよく相談し、予防効果や副反応などについて十分理解した上で、接種を受けてください。
- 肺炎球菌ワクチンは、接種後5年間有効とされており、毎年受けるものではありません。
- 接種前に必ず、接種医療機関でワクチンについての説明を受けてください。
- 他の予防接種（インフルエンザワクチンなど）を受ける前、または受けた後に接種を希望する場合は、かかりつけの医師とご相談ください。
- 助成金総額が予算額を超える場合、年度の途中で助成を終了する場合があります。

問合せ…滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎522-3013 FAX 522-3023

～認知症になっても地域で安心して暮らせるまちを目指して～

“認知症”を正しく知って “サポーター”になろう！ 養成講座 参加者募集！

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけることが多くの人の願いです。
あなたやあなたの家族が認知症になる可能性も決して低くありません。自分のこととして認知症について考えてみませんか？

認知症サポーター養成講座を開催

日時…3月6日(水) 14:00～16:00 (受付13:30)

場所…なごやかセンター 集会室

内容…認知症を理解する

- 認知症とはどんな病気？
- 認知症の人と接するときの心構え

講師…認知症キャラバン・メイト（認知症に関する専門研修を受けたボランティア）、地域包括支援センター

対象…市内在住、在勤で認知症に関心がある人

参加費…無料

申込み…長寿福祉課 地域包括支援センターに電話またはFAXで申し込んでください。

◎参加者には、テキスト「認知症を学び地域で支えよう」とオレンジリングを配布します。

認知症サポーターとは

認知症のことを正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、応援する人です。

ただし、認知症サポーターになったからといって特別な活動をしなければならないということはありません。自分のできる範囲で小さな支援をしていただくことで、認知症の人やその家族は、住み慣れた地域で暮らすことに大きな安心感が得られるのです。



養成講座参加者に配布するオレンジリング



問合せ…長寿福祉課 地域包括支援センター
☎551-0285 FAX 551-0548

どんぐりプロジェクト ～再会編～を開催

平成20年2月、栗東市が景観行政団体に移行したことを記念して、「どんぐりプロジェクト」を実施しました。愛着ある景観まちづくりの形成を目指したこのイベントでは、栗東歴史民俗博物館での記念植樹とともに、約100人の参加者にどんぐりの苗木を配布しました。配布した苗木は植え替えを行うときまで里親として育てていただいています。

今回、景観行政団体移行5周年を記念し、2月16日(土)に、「どんぐりプロジェクト～再会編～」を開催します。このイベントでは、枯れずに成長したどんぐりの木を、市民の皆さんとともに広い敷地へ植え替えます。

前回参加いただいた里親以外の人も参加できますので、ぜひご参加ください。

詳しくは、都市計画課へお問合せください。

どんぐりプロジェクト～再会編～

日時…2月16日(土) 9:00～12:00

場所…栗東市蜂屋地先の緑地

内容…どんぐりの木の植え替え

対象…どなたでも

参加費…無料 ※申込み不要

持ち物…軍手



▲「どんぐりプロジェクト」記念植樹(平成20年2月16日)

申込み・問合せ…都市計画課 景観・まちづくり係

☎551-0116 FAX 552-7000

～可燃ごみの減量にご協力を～

平成22年度より「ごみ処理の有料化」を実施し、家庭ごみの排出量を減らすことができました。しかしながら、家庭ごみのうち、可燃ごみの1人1日当たりの排出量は、平成21年度の399gに対し、有料化を実施した平成22年度は328gと減りましたが、平成23年度は337g、平成24年度(12月末現在)は351gと徐々に増えてきています。

次のことを参考に、可燃ごみを減らす工夫と適正な分別に心掛けましょう。

■可燃ごみを減らす工夫

- 生ごみを減らすには、必要な分だけ買い、買った食材などは使い切る。
- 生ごみは、捨てる前に水分をよく切り、重さと量を減らす。また、生ごみ処理機を使用するとより効果的。
- 紙筒、紙袋、包装紙は、可燃ごみではなく古紙(雑誌類)として出す。
- 汚れの少ないタオル、ハンカチ、衣類などは、可燃ごみではなく古着類として出す。

※詳しい分別方法は「ごみの分別ガイドブック」をご覧ください。

問合せ…環境政策課 生活環境係

☎ 551-0341 FAX 554-1123

草津警察署安全伝言板



インターネットバンキングへの不正アクセス被害

インターネットバンキングに係る不正アクセス事件が近年多発傾向にあり、3億円を超える被害が報告されています。最近では、「秘密の質問と答え」や「インターネット用暗証番号」などの入力を促す不正なポップアップ画面がパソコンのディスプレイに表示され、誤って入力してしまうと暗証番号などが不正取得されるという新たな犯行手口も現れ、今後、被害が急速に拡大する可能性が高い状況にあります。

インターネットバンキングに一度ログインしたにもかかわらず、再度IDやパスワードの入力を求める画面が表示されたり、Eメールで暗証番号などの入力を求められたりするといった、普段とは違う不審な操作画面が表示された際には、銀行に確認するなど、不正アクセスの被害に遭わないための注意が必要です。

問合せ…草津警察署 生活安全課

☎ 563-0110 FAX 563-0116